

Cheer Up Studio 会員規約

第1章 総則

第1条 (名称)

Cheer Up Studio

第2条 (所在地)

横浜市西区平沼 1-37-16 グリフィン横浜東口参番館 1階

第3条 (代表者)

一般社団法人チアリーダーズ協会 代表理事 前岡宏佳

第4条 (目的)

チアダンス、チアリーディングなどのダンスを教授することを目的とするダンススクールであり、チアリーダーのスキルアップや心身の健康維持と増進を図ります。

第2章 会員

第5条 (会員資格)

Cheer Up Studio (以下『スタジオ』という) がスタジオ会員として適当であると認めた方

1. 暴力団関係者及び当スタジオに相応しくないと判断される行為、行動、身なりの方は入会をお断り致します。
2. 入会後においても上記事実が判明、発生した場合は、直ちに除名もしくは解約することが出来る。
3. 会員定数を超過していた場合、一定期間を経てからとなる。

第6条 (入会手続き)

スタジオ規約を了承した上で、所定の入会申込書に入会金を添えて提出し、その承認を得て会員となるものとする。

入会手続きが完了した後、チケットを購入し、スタジオを利用することが出来るものとする。

会員資格は永久会員制とする。

第7条 (チケット)

会員はスタジオ発行のレッスンチケットを購入することができる。

チケットは記名式とする。

チケットの有効期限は購入日より3ヶ月間とする。その際、月毎の日数の違いは考慮しない。

チケットは本人のみが使用し、他に貸与及び譲渡してはならない。

チケットは切り離し無効とする。

チケット購入後の返金等はいかなる理由であっても行わない。

第8条 (諸規則の遵守)

会員はスタジオ規約及び諸規則を厳守しなければならない。

第9条 (除名)

スタジオは会員に次の各項のいずれかに該当する行為があった場合、会員資格を除名することが出来る。

スタジオの名誉、品位を著しく傷つけ、また他の会員に迷惑となる行為があった場合

スタジオ規約及び諸規則に違反する行為があった場合

故意にスタジオの音響、及び設備等を破損した場合

レッスン料、その他の諸納入を怠り、当スタジオより督促を受けても尚、所定の期日までに納入されない場合

第10条（解約）

スタジオは入会金を払い戻すことにより、随時会員との間の入会契約を解約することが出来る。

第11条（責任事項）

スタジオは会員がスタジオ内で生じた人的・物的事故ならびに盗難においては一切その責任を負わないものとする。

注) 当スタジオに重大な過失がある場合においては、この限りではない

スタジオでは貴重品は預からず、会員各自の責任において管理することを基本とする

会員がスタジオ施設の利用中、重大な自己責任に帰すべき事由によりスタジオまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が責任を負うものとする

第3章 入会金、レッスン費

第12条（入会金）

入会金を納入し入会手続きを完了した場合、審査終了後、永久会員資格が得られるものとする。

一旦納入された入会金は、理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

第13条（レッスン費）

レッスン料はスタジオの所定の方法でチケットを購入し、前払い制とする。

注) レッスンチケット代金は理由の如何を問わず返金いたしません。また譲渡も禁止とします。詳しくはチケット記載の注意欄をご参照ください。

第14条（変更）

スタジオは運営、管理、その他の事情により入会金及びレッスン料（チケット料）、諸費用等を変更することが出来る。

第4章 附則

第15条（変更事項の届出）

会員は住所、連絡先等、入会記載事項に変更があった場合、速やかに届けなければならない。

第16条（改正）

スタジオが必要と認めた場合、スタジオ規約を改正または別に定めることが出来る。その効力は全ての会員に適用されるものとする。

注意事項

会員同士のみによるスタジオ利用は禁止します。

スタジオ内における商行為、宗教、政治的な活動等はお断りいたします。

スタジオ内においてビデオ、録音、写真撮影等は禁止となります。

スタジオ内でレッスンのさまたげになるような行為は禁止します。